

大田区運送事業者支援金 募集要項

1 事業の目的

労働基準法の改正により、自動車運転の業務に従事する者の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることで、運送事業者に影響があると考えられています。この「2024年問題」の負担を軽減し、区民生活を支える円滑な物流に寄与するために、区内の運送事業者に対して支援金を交付します。

2 交付対象の事業者

- (1) 大田区内に本社を置く法人、又は住所地を有する個人事業主であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。
- (3) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽事業者運送事業のいずれかの事業を営んでいること。
- (4) (3)の交付対象事業を、1会計年度以上営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

3 対象経費

「2024年問題」に対応し、継続的な事業運営を行うために必要な経費。

対象経費	具体例
従業員の採用活動に係る経費	HPやSNSなどでの周知、広告媒体への掲載など
従業員の待遇改善に係る経費	従業員の賃上げや職場環境の改善、福利厚生の充実など
業務改善に係る経費	業務効率を高めるためのDX化など

4 交付金額

- (1) 交付対象者が営む、2(3)に記載の運送事業における年間売上高(税抜)に応じて、次のとおり支援金を交付します。

1会計年度の売上高(税抜)	支援金
1,000万円未満	5万円
1,000万円以上～1億5,000万円未満	20万円
1億5,000万円以上	40万円

- (2) 1事業者あたり、1回限りの申請とします。
- (3) 申請要件の年間売上高は、新型コロナウイルス感染症の事業への影響を考慮し、最近3か年(令和3年1月1日～令和5年12月31日の期間内)のいずれか1会計年度とします。

5 申請方法

- (1) 必要な書類を揃えて郵送にて申請してください。(持参は不可)

申請先	〒143-0006 一般社団法人東京都トラック協会大田支部 内 東京都大田区平和島5丁目11番1号 城南協組総合会館5階 運送事業者支援金担当 宛
-----	--

(2) 申請期間

令和6年1月22日(月)～2月29日(木) 当日消印有効

- ・郵送での申請に限ります。(持参での申請は受け付けません。)
- ・郵送物の追跡が可能な、簡易書留、レターパックなどをご送付ください。

6 申請に必要な書類

(1) 交付申請書兼請求書

- ・ホームページから「交付申請書兼請求書」をダウンロードして必要事項を記入してください。
- ・すべての誓約・同意事項について、誓約・同意した場合のみ本支援金の申請ができます。

(2) 振込口座がわかる通帳等のコピーなど

- ・金融機関名、支店番号、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの。
- ・申請者と口座名義人が一致している口座のみ対象。
(申請者が法人の場合、代表者等の個人名義の口座は不可)

(3) 運輸業に係る許可・届出書

- ・関東運輸局東京運輸支局により許可を得た書類、または届出書の写し。

(4) 会社や事業を証明する書類

法人	【必須】履歴事項全部証明書の写し *発行から3か月以内のもの
個人事業主	【必須】個人事業の開業・廃業等届出書の写し *税務署の受付印があるもの

(5) 確定申告関係書類の写し

法人	【必須】確定申告書(別表一)の控え *税務署の收受印のあるもの(電子申告の場合は、税務署からの受信通知を添付)
	【必須】法人事業概況説明書の控え (1ページ目、2ページ目の両方)

	<p>上記で交付対象事業のみの年間売上高が証明できない場合は、対象事業の売上高がわかる書類</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概況報告書の控え（関東運輸局東京運輸支局への報告書類） ・損益明細表の控え（関東運輸局東京運輸支局への報告書類） ・決算書、売上台帳等（簡易なものは不可） <p>(注)「交付対象事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業です。</p>
--	--

個人	<p>【必須】確定申告書(第一表・第二表)の控え</p> <p>*税務署の收受印のあるもの(電子申告の場合は、税務署からの受信通知を添付)</p>
	<p>【必須】<青色申告の場合> 所得税青色申告決算書の控え (1ページ目、2ページ目の両方)</p> <p><白色申告の場合> 白色申告収支内訳書の控え (1ページ目、2ページ目の両方)</p>
	<p>上記で交付対象事業のみの年間売上高が証明できない場合は、対象事業の売上高がわかる書類</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書・売上台帳等（簡易なものは不可） <p>(注)「交付対象事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業です。</p>

7 支援金の交付

申請書類の審査を行い、交付が決定した場合には、交付決定通知書により通知し、申請時に指定した振込口座に入金します。

審査の結果、交付要件を満たさないと決定した場合は、不交付決定通知書により通知します。

8 支援金交付決定の取消し

次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は支援金の交付に基づく命令に違反したとき。

9 支援金の返還

本支援金を受けたあとに、「8 支援金交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、交付

した支援金を、一般社団法人東京都トラック協会大田支部が指定する方法により返還してください。その際、「大田区補助金等交付規則」などの規定により、違約加算金及び延滞金が発生する場合があります。

11 検査

交付を受けたものは、大田区または一般社団法人東京都トラック協会大田支部による調査や立ち合いを求められることがあります。

12 問い合わせ先

<手続きに関するお問い合わせ>

一般社団法人東京都トラック協会大田支部

〒143-0006 東京都大田区平和島5丁目11番1号 城南協組総合会館5階

電話：080-7099-9088 または 080-7099-9010 *1月17日(水)より開通

受付時間：10時から17時まで(土・日・祝日を除く)

<補助制度に関するお問い合わせ>

大田区産業経済部 産業振興課(管理担当)

〒144-0035 東京都大田区南蒲田1丁目20番20号 大田区産業プラザPiO4階

電話：03-5744-1363

受付時間：8時30分から17時15分まで(土・日・祝日を除く)